

後白河と清盛（II）

北 爪 真佐夫

目 次

はじめに

- (1) 二条天皇の親政と清盛の太政大臣就任
- (2) 叢山の衆徒蜂起と平家
- (3) 任官問題と徳子入内
- (4) 南都北嶺の衆徒蜂起
- (5) 師長の太政大臣と重盛の内大臣
- (6) 後白河法皇と風流（以上前号）
- (7) 洛中焼亡
- (8) 鹿ヶ谷事件
- (9) 平重盛・同盛子の死去と万物沽価法
- (10) 治承三年のクーデター（以上本号）

(1) 洛中焼亡

1177（安元三）年三月下旬、叢山の衆徒大衆はすでに京に下ろうとしているという。同月廿二日、例の頭左中将藤原定能が兼実の許を訪れていうには、この大衆の行動に対して右中将光能朝臣から座主明雲に申し入れたことは強訴によってではなく奏状で訴えるようにということであった⁽¹⁾。叢山としては加賀国の目代に同国内の白山領を焼き払われたためすでに昨年から加賀守藤原師高の配流を求めていたのであった⁽²⁾。こうして三月末には院武者所藤原師経（加賀国の目代で国守師高の弟）は備後国に配流されることになったが、これは叢山の訴えが一部認められたからであった⁽³⁾。だが例によって衆徒はこれに満足せず四月の中旬の夜半に参洛し種々の行動に移しているのである。上洛した衆徒らは祇陀林寺で集会を行った後、陣の口に進もうとして官兵らの攻撃をうけ「神輿」に矢を射立てられたという。古来より衆徒の「騒動」は何度もあったがこのように「神輿」に矢を射立てられた例はないという⁽⁴⁾。翌日、人が兼実に告げていうにはふたたび衆徒が下向したため恐れをなした主上らはたちまち後白河法皇の御

所=法住寺に移ったという。兼実としては衆徒のこのような行動には納得しなかったが、大夫史隆職の報告によると風聞と同じであった。こうして兼実はたとえ「夷狄」が謀叛を起こしたとしても、どうして天子は皇居をすることがあろうか「可弾指之世也」⁽⁵⁾といっている。しかも、その臨幸の体をみると禁中の上下男女のあわて方は偏に「内裏炎上」の時の如き有様だったという。この日、経家朝臣が兼実の許を訪れて語ったところによると、昨日、主上が内裏で人々に問われたことは二つあって、その一つは路次に棄ておかれた「神輿」をどうするかであった。公卿らは叡山の座主及び僧綱に沙汰するか、そうでなければ延暦寺の別院である祇園社に引き渡すかであった。この問題は結局のところ祇園社に引き渡されて決着したのである。もう一つはすでに大衆は「謀叛」を行っているのだからその罪科をどうするかであった。人々がいには仲々決め難いので僧徒らが洛中より退いてから沙汰すべきであるということであった。さらに今日になって問われたことは衆徒はなお洛中に下向しようとしている。そこで法に任せて防ぐべきであるが、もし軍陣を破って洛中に乱入し乱逆な行動をとった場合にはどうするか。これに対する公卿一同の見解はそうした場合に自分たちの力では到底対応できないのでただ「叡念」によるべきということであったという⁽⁶⁾。この公卿の陣の座に出席できなかつた兼実は官兵の出動で衆徒らの上洛の道をさえぎって止めるべきなのに、その沙汰もなく「洛中」を戦場としたり、「内侍所」を法住寺に移すなどといったことは全く先例がないし、「洛外」に出した例もない。こうした先例も調べずに何かを行うのは「不便々々」といっている⁽⁷⁾。なお、内侍所=賢所とは三種の神器の一つである神鏡が安置される所をいう。ところで、この日ある人が兼実に語ったところによると、今度の主上の法住寺遷幸は叡山の大衆らがすでに清盛の許に書状を送り一定の連絡をとっていたことを知った公卿たちは深く恐れをなして遷幸の決行となつたというのである⁽⁸⁾。さて、内侍所=賢所渡御の件は藤原実定卿已下十二人の公卿に問うたところそれぞれ先例がないという理由からこの問題はたちまち停止となつたという。またこの日大夫史隆職より兼実に連絡があったが、それによると今夕には主上は御所に還御されるというし、衆徒の訴えについては賀茂祭後に沙汰するという。この日、さらに入人が兼実に告げてきたことは①加賀守師高の配流、②神輿を射た者の禁獄、以上の二つを祭以後に内々に行うと天台座主明雲に伝えたため衆徒大衆は洛中に下向しないことになったという⁽⁹⁾。

ところで高階泰經朝臣が院宣の趣を書いて天台座主の許に送り届けたものによると「神輿」を射た者は罪科に処すと約束しているし⁽¹⁰⁾、重ねて座主の許に遣わされた御教書によると今度の衆徒大衆の行動など経過全体を知ることができるが、問題の発端の地は国司側では代々国領であつて寺領ではないと主張しているのである。だが寺領ではないといつても、延暦寺の末寺を焼失した行為は問題であったので目代を流罪に処したというわけである⁽¹¹⁾。次に、今度の叡山の衆徒大衆の強訴は大変な行爲で「謀叛」に値するものであるが「朝家」としては一山の安穏を思うところから衆徒らの要求である加賀国守師高の流罪と「神輿」を射た下手人である官兵を罪科に処することに決したといっている。こうして四月廿日には宣旨が下され加賀守

藤原朝臣師高の解任と配流がきまり、神輿を射たとして禁獄となった者は以下の者たちであった。全部で六人で平利家（字平次）、同家兼（字平五）、同使俊行（字難〔波〕五郎）、藤原通久（字加藤太）、同成直（字早尾十郎）、同光景（字新次郎）であった⁽¹²⁾。もっとも、平家物語では二番目は左衛門尉大江家兼となっているものの他は一人も一致した表現となっていない⁽¹³⁾。こうして今回の処分は加賀国の国守と官兵（平氏）らにとどまって叡山の衆徒は罪科に問われることなく自分たちの要求はほぼ満たしているのである。

さて、今度の衆徒大衆の強訴で想起されるのは1169（嘉応一）年十二月、院の寵臣尾張守藤原成親の目代が美濃国で延暦寺領平野荘の神人（日吉神人）と衝突した事件である。このときも衆徒大衆はあくまで権中納言で尾張守藤原成親の解任を求めたのに対して後白河法皇は同国目代右衛門尉政友の処分ですまそうとしたのである。だが衆徒大衆は奏上して目代の処分にとどまらず尾張守成親卿の解任と配流を要求し目的を達したのである。この両事件はそのほかにもかなり性格を共通にしたものもっている。今回の加賀守師高とその弟で同国の目代師経の父はかの西光法師（藤原師光）で兼実は彼について後白河法皇「第一之近臣」といっているのである。師高の弟の師経にしても「院武者所」とあるようにこちらは上皇の御所を警衛する武士の候所に仕えていたのである。今度の場合でも後白河はじめは弟の目代師経の流罪でことをおさめようとしたのだが、前回の尾張守成親卿と同じく加賀守師高を最後まで擁護することはできなかったのである。次は叡山の衆徒大衆の強訴に対して鎮圧の任にあたったのは検非違使庁及び平氏軍であって、嘉応の場合の主力は平重盛軍であった。だが延暦寺と平氏との間には密接な関係が形成されていて、機を逸して結局は出撃の機会を失ったのである。今回の場合でも、その関係は生きていたようで叡山の衆徒大衆が洛中に下向するにあたって清盛に書状を送るなど連絡をとっていたのである。ところで今度の処分が一段落したあとで洛中に「大火」が発生したのである。

同年四月廿八日、亥の刻、樋口富小路辺から火災が発生し、兼実の許に人が告げてきたところによると夜前の火はなお消えず京中の人屋の多くが焼亡し、すでに内裏に及んでいるということであった。兼実自身は病が重く使者を遣わして焼亡の所々を調べさせている⁽¹⁴⁾。その報告によると被害は大極殿已下、八省院、公卿家では関白基房、内大臣平重盛、大納言源定房、大納言藤實定、大納言同隆季、左中将同兼房、権大納言同實房、権中納言同資長、検非違使別当同忠親、権中納言源雅頼、参議藤頼定、大宮権大夫同俊盛、左大弁同俊経、権大納言同邦綱以上十四家が焼失した。その他の殿上人雜人などに及んでいて、兼実はこのところの「火災盜賊」「大衆兵乱」などによる「上下騒動」を「乱世」の到来と見ているのである⁽¹⁵⁾。ところで百錬抄では炎上した主な焼亡の所々を記し、被害の範囲としては「凡百八十町」⁽¹⁶⁾といっている。なお、諸書とも今回の大火の「火元」は樋口富小路辺りとしているのだが発生原因についてふれるところがない。だが源平盛衰記卷四、「京中焼失事」には言及があり、恐らくは景山春樹氏らはこの書によってであろうが、火災発生の経緯などに関して以下のように記しておられる。

「神輿に矢を射た重盛配下の武士数名は禁獄ときまり、衆徒は漸く納得の様子をみせた。その武士の中に成田兵衛尉爲成という者あり、重盛の乳人子で衆徒より張付けか水刑にしようとした騒いだのをなだめて加賀国配流にきまつた。配流に出発の四月二十八日前宵、同僚達が名残りを惜しもうと、樋口富小路のある家で送別の酒宴を張った。宴会には悲壮感がただよい、宴酣になる頃、同僚の一人が爲成への餞別として自分の鬚を切って投げ出したところ、つづいて他の同僚達が耳を切って出し、はては腹搔き切る者があつて、爲成も遂に自害し、この有様をみた家の主人が六波羅より責められることを恐れて家に火をつけ、自分もその中で焼死した。折悪しく東南の風が強く吹いていて火は西北の方向へ燃え拡がり（中略）世にこれを太郎焼亡といふ（翌年四月また大火があり、これを次郎焼亡というのにに対する）⁽¹⁷⁾。」

確かに「源平盛衰記」では、他の者は禁獄ですんだのに流罪と決ったとある。これが事実とすれば配流先が今回の騒動の発端の地となった白山領のある加賀国ということになり彼等にとっては耐えがたいものだったかも知れない。もっとも、玉葉や平家物語には処分者の中にはこの成田兵衛尉爲成の名はなく、神輿を射た者の処分はすべて禁獄であつて流罪ではなくこの点も不一致である。もっとも、玉葉にいう藤原光景について源平盛衰記では成田兵衛尉爲成だといっている⁽¹⁸⁾。翌日、被災を免れたが病のため出仕もできない兼実は内裏及び関白基房の許に使者季信を遣わして恐縮の気持を伝えている。基房には兼実は重ねて消息でも連絡しているし、弟の三位中将兼房や中納言源雅頼の許にも使者を遣わして見舞っている。なお、この大火で「文書」がかなり焼失している。源雅頼のいうところではこの火災で宮中の文庫六両のうち三両は無事だったが残りは引き出したものの輪が破れて焼失してしまったという。大納言隆季卿の文書は一紙も残らず焼失したというし、また大夫史隆職の文書の多くも焼失したという。こうして兼実は「官中の文書底か」といっているし、今度公卿で家が焼失した者のうち、実定、隆季、資長、忠親、雅頼、俊経らは皆文書の富む家で悉く被害にあったといっている。また「伊明文書」六千巻も焼失したという⁽¹⁹⁾。

四月の最後の日に、藤氏長者、関白基房より兼実の許に書状が届けられたが、それは兼実の過日の消息に対する返事なのである。基房は氏院（焼失した勧学院）の焼失で途方にくれ兼実に意見を求めているのである。もっとも、基房としてはこのような時だから藤氏一門の公卿会議を開くべきなのだが、近代の作法としては親しい氏人すら来ないのであるから遠い血縁の者はなおさら訪れることもない、どうすべきかということであった⁽²⁰⁾。これでみると藤氏一門の結束が如何に弱体化しているかがあきらかである。これに対する兼実の返事はまず、勧学院は廟堂内に造営すべきで、その子細を早く尋ねるべきである。また生徒はみな逃亡してしまったようであるが安堵の沙汰があるのであるとして生徒の身を案じ、兄関白基房に対しぐれも短慮に及ぶことのないようにとも述べている⁽²¹⁾。

五月に入って今度は叡山側の衆徒蜂起に対して処分が実施された。五月のはじめ大夫史隆職より兼実卿に注送されてきた宣旨によると天台座主法務僧正明雲が解任となり、かわって覚快

法親王が就任している⁽²²⁾。しかも、「座主自去夕付使序使，信房
云々，家門以繩結之，房家一切無人，
井^{明雲}，下部等昇立堂上，大畧同座云々，是依被召大衆張本也（傍点筆者）」⁽²³⁾とあって、去夕より明雲は檢非違使に預けられ家門は繩で結ばれ閉門となったという。さらに五月初めの宣旨によると、明雲所犯の条々が書きあげられている。それには①明雲は故大僧正快修が天台座主であった時に、惡僧らと語らって山門より快修を追放した。②その年（1169）に美濃国延暦寺領比良莊の件で強訴を企て惡徒らを発向させ宮城に乱入して狼藉を行った。③今度の大衆蜂起は②の嘉応の狼藉を上まわるものであるとして、明法博士らに対し明雲らに所當の罪名を勘申するよう命じている⁽²⁴⁾。しかも、その前日には明雲の知行の寺務が四十二箇所以上も停止となっている⁽²⁵⁾。兼実はこれら一連の処分に対し「夢か夢にあらざるか」などといっている。同月下旬には明雲の罪名の件で「仗議」⁽²⁶⁾が行われ、廿一日夜には太政大臣藤原師長以下十一名が参加して伊豆国に配流することを決している⁽²⁷⁾。だが、数日後に兼実は人伝で前座主明雲が配流地下向の途中で衆徒らに奪いとられ叢山に匿まわれてしまったと聞いて「凡非言語之所及、偏天魔之所為歟」⁽²⁸⁾と記している。このように兼実は叢山の衆徒を批判しているのであるが他方で東国の伊豆に流罪としたことに「希異」⁽²⁹⁾のこととして疑問を呈している。すでに宣下のときに官では疑問とされていたが覆奏することもなくこうした結果になってしまったという。伊豆国の知行者は源頼政で明雲の下向のさいには國の兵士をつけるよう去夜半に命じられたがそれも行わず勘責されたという。

この月末、兼実は人伝で叢山の衆徒が明雲を奪い取ったあと、朝家ではこの上は東西の坂下を固めて叢山を攻めることとし、いくつかの指示を行っているとして①兵器を帶びて京中を往還する輩は擣めとること、②末寺莊園の没収を意図してか延暦寺の末寺莊園については諸国司に注進するよう指示したという。③近江・美濃・越前三箇國の國司に命じて各国内の武士を注申するよう指示したという⁽³⁰⁾。これも延暦寺の衆徒を攻撃するための準備活動であろう。④叢山に対しては、僧綱らを登山させて明雲を召進するよう命じ、かつ今度の謀叛についての意向＝考えを問うている。⁽³¹⁾さらに人伝で兼実は清盛に関して以下のことを聞いたという。福原より参内を求められた清盛は後白河法皇と対面し叢山の東西の坂を固めて攻撃することを要請され行うことになったという。だが「然而入道内心不悅云々」⁽³²⁾ということであったという。何故なら叢山と平氏とは度々ふれているようにともに手を結び一定の友好関係を保持していたのである。他方で延暦寺は莊園や園城寺との関係で院とは対立していたし、これと結んでいた平氏も表面的には後白河法皇とは友好的な関係にあるようにみえるが対立を深めていたのである。

（8）鹿ヶ谷事件

1177（安元三）年の六月に入って後白河法皇と平清盛との対立が顕在化・公然化するにいたっている。この六月一日、兼実が人伝で聞いたところでは、今朝、清盛は八条亭にあって法皇

「第一之近臣」西光法師を召し取り禁固にして積年の凶悪事を問うとともに、今度の明雲の配流や多くの人を法皇に讒言した件などを聞いたとしたという。また院の寵臣権大納言藤成親卿も今朝招いて同様に禁固とし、おおかた両手をうしろ手にしばりあげられたという⁽³³⁾。こうして洛中に武士が充満し禁裏には雲のように集ったが「院中」は寂寥としているという。翌二日には、早くも西光法師は首を切られ成親卿に対しては武士二～三人を相副えて備前国に流罪としたという⁽³⁴⁾。ところで西光法師は尋問に対して法皇及び近臣らが清盛を討つべき謀議を行ったことを認め、その議に預かった人々の交名を注申したという。その交名によって捕らえられた者ははなはだ多かったという⁽³⁵⁾。翌日、兼実は焦点の「院中」の状況について院近臣をはじめ多くの者が処分されたため存するが如く無が如き状態で顔色なしという有様であったといっている⁽³⁶⁾。注目すべきはこうした清盛の院ならびに院近臣に対する攻勢下にあって、叢山の衆徒大衆は昨日の夕方には垂松の辺りまで下向し、そこから使者を清盛の許に送り、院の近臣などを処分したことを歓迎し、もし出動すべきことがあれば仰せを承たまわって一方を支えたいと申し出ているのである⁽³⁷⁾。その翌日、兼実は人伝で去夜（三日）清盛の許に揚め召されたのは次の六人だったと聞いている。つまり、法勝寺執行僧都俊寛、基仲法師、山城守中原基兼、檢非違使左衛門尉惟宗信房、同平佐行、同平康頼で、いずれも法皇の近習であった⁽³⁸⁾。法皇第一の近臣といわれた西光法師はすでに処分されている。同じく法皇第一の近臣（第一の近臣が二人は可笑しいが西光法師なきあと意味であろう）範玄律師については後述する。この前後で院近臣といわれた者に頭中将藤原光能と定能がいるが蔵人頭の二人は追求されてはいない。だが、木工頭平成房については院の再三の要請で禁固にされていたが放免となつたという⁽³⁹⁾。また山城守中原基兼ら四人は解任され⁽⁴⁰⁾、さらに遠国に配流となっている⁽⁴¹⁾。以上、この事件を「鹿ヶ谷」事件という。事件後の六日、流人前座主明雲を召し返すべきとの「宣旨」が下され⁽⁴²⁾、その次いでに禁固となつた僧俊寛僧都を停任にしたという⁽⁴³⁾。

さて、前述したように1177（安元三）年三月、叢山の求めで尾張国に流罪となつてゐた加賀守藤原師高、左衛門尉同師親、左兵衛尉同師平らが六月九日に誅殺されている。彼らは尾張国の配所で彼の國の清盛の家人によって追討されているのである⁽⁴³⁾。父西光法師なきあとこのように追い討ち的に討滅されたのである。ところで前後することになったが、今回の逮捕等にあたつて混乱があつたようである。例えば、一旦捕らえられた院近臣式部大夫章綱は即放免となつたものの召し取られて禁固とされたため、すでに「身体」を損じてしまったというし⁽⁴⁴⁾、中原基仲と平佐行も免ぜられたという⁽⁴⁵⁾。十日程経過したあと、大夫史隆職が兼実を見舞に訪れたおりに、兼実はなぜ成親卿は停任とならないのかと聞いたところ、その返事は「是禪禪門依私意趣遂其志、仍自公家不被停任、於自餘之輩者、自上有御沙汰云々（傍点筆者）」⁽⁴⁶⁾との答えであった。つまり成親卿の備前国への配流は清盛の私的な意趣によるものであるから権大納言の方は「公家」からは停任とはできないというものであった。他の者は公卿ではないから上より御沙汰があったという。ある人がいうには成親卿は流罪地備前国にあって存命して

いて、姻戚関係にある平重盛より衣裳の類が送られたという⁽⁴⁷⁾。もっとも、七月初旬、平氏の手にかかって殺されている⁽⁴⁸⁾。さて、この事件のその他の問題としては前述の範玄律師の問題がある。彼は事件の当初から跡を晦まして逃亡したといふし、また但馬守藤原光憲も同じく逐電したという⁽⁴⁹⁾。六月十八日に大夫史隆職より兼実の許に注送されたものによるとあの権大納言成親、左少将尾張守盛頼、右少将丹波守成経、越後守親実の四人の解官が宣下されたといふ⁽⁵⁰⁾。これによると理由は明確ではないが成親卿はここにいたってようやく正式に解任されているのである。つまり清盛の意趣によってのみでなく公的な処分となったのである。この同じ処分に関して「百鍊抄」では「成親卿党類解官(傍点筆者)⁽⁵¹⁾」とあるのである。丹波守成経は成親の子息で後に流罪とされているので、これらを含めて成親の「党類」といっているのが注目される。さて、鹿ヶ谷事件の首謀者ということになると後白河法皇や成親卿ということであろう。だとすると成親卿はどうして平氏打倒のためのあのような謀議を行ったのであろうか。この点に関しては一定の事実をおさえた上で平家物語はある見解を示している。つまり、内大臣師長はこの年の正月廿四日にはかに左大将の辞状を提出しているがこれは平宗盛を右大将に任命するためであった。ところがこのポストに対しては藤原成親が熱望していたものの、結局のところは右大将重盛が左に移り、重盛の右大将の後任には弟の宗盛が占めることになったという。成親はこれを恨んで鹿ヶ谷の俊寛僧都の山荘に一味を集めて平氏討伐を密議し、時に後白河法皇まで参加したというものであるが⁽⁵²⁾、動機の一つには違いないが、後白河法皇などはどうかという問題を含めて反平氏の契機や要因は多角的視点から問題とすべきであることを指摘しておきたい。

この年の七月中旬、奈良で衆徒の大衆蜂起が起きたが、これは鹿ヶ谷事件で六月一日より跡を晦して逃亡した法皇第一の近臣範玄律師を追求するためのもので奈良の大衆はとうとう彼僧の房を切り払うなどの挙に出ているのである⁽⁵³⁾。七月末にいたっても南都の蜂起はやまず、範玄を流罪にするよう奏状を奉って訴え申すといっている⁽⁵⁴⁾。八月になって奈良僧都信円が兼実のもとを訪れて範玄律師の動向(正月から七月まで)を伝えている。それによると範玄律師の房が攻撃されたため、範玄方の大衆はこれに反撃を加えることになり「寺中」は戦場のようになり、ふたたび範玄律師を流罪とするよう申しあげたがいまだに宣下されずにいるといふ⁽⁵⁵⁾。もっとも、五箇条にわたる訴訟に対しては裁断があって、別院の四箇所（一条院・喜多院・唐院・修学房）は院の手を離れて興福寺別当、権別当につけるようにする。寺領の諸荘園は寺につけ、所当を出していくところはなお尋ね沙汰する。一切経の荘園（河口荘）も寺家に付けるなどであって⁽⁵⁶⁾、鹿ヶ谷事件の影響で後白河の支持基盤はこのように打撃をうけているのである。八月中旬、兼実は人伝で範玄律師の見任が解任となり、また知行（一条院以下）の寺務などが停止となったこと、これは大衆の訴えによるものであったことを知らされている⁽⁵⁷⁾。こうして範玄律師は前述の別院（一条院以下）などもとの如く領掌することもできず、大衆の訴えた五箇条はおよそ裁許されたといふ。こうして後白河法皇の近臣範玄律師も南都の攻撃にあって

急速に没落していったのである。

次に、この年の八月以降では非とりあげねばならない問題、いいかえれば鹿ヶ谷事件の影響について、漸次ふれていきたい。まず、安元三年八月に改元があり、治承元年とするとともに天下に「大赦」を実施していることである⁽⁵⁸⁾。大赦とは、律令に常赦を免ぜずと定めた罪(八虐・故殺・謀殺・私鑄銭・強窃二盜)以外はすべて罪を赦免とするというもので、そのほか1172(承安二)年以後の調庸未進の民に対してはこれを免除、天下の老人で百歳以上のものには穀三石、九十歳以上二石、八十歳以上一石が支給される。また鰥寡孤独者などにも一定のものが与えられた。確かに「洛中焼亡」や「鹿ヶ谷事件」など、このところの国内の混乱は朝家としては「改元」「大赦」などを行う必要があったのである。さて鹿ヶ谷事件以降ともなれば平氏の行動は一段と攻勢的となっているのである。それを右大将平宗盛などでみてみよう。①九月中旬、右大将宗盛は天皇の御供に参ることになっていたが、前々日の夕方、人の首が門の犬防ぎの内におかれてあったことからたちまち供奉をとりやめている⁽⁵⁹⁾。②右大将宗盛は内の女房若狭を通じて右大臣兼実の子息良通に対して宗盛の妹の夫である少将隆房朝臣の女子を娶るよう申し入れがあったという。これは大変な圧力であったようで兼実は「欲従之者，有堕家之謗，欲乖之者，有失身之恐，進退惟谷，已失方略」⁽⁶⁰⁾といっている。つまり、兼実はこの宗盛の要求に進退きわまり、すでに方略を失った状態にあったのだが、自分には決定権がなく、偏に皇嘉門院にあるなどとしてからくも逃れているのである。③十月中旬、高倉天皇が賀茂に行幸しているがそのとき左右の大将の供奉はなかったという。左大将はいまだに任命されず空席であり、右大将宗盛の方は巣島詣を理由に供奉を行わなかったという⁽⁶¹⁾。兼実は「非常の例」だといっている。④これは宗盛ではなく清盛の例であるが、大納言藤実定卿が権大納言藤原邦綱卿の女子(主上の御乳母、別當三位)を娶ろうとしたところ、清盛の制止でたちまち停止となっている。実定卿はすでに迎えの車を出していたにもかかわらず空しく帰還したため、世人の「嘲笑」はこのうえないものとなったという⁽⁶²⁾。⑤翌年三月の春日社への天皇の行幸にあたり、左大将実定卿は服暇の身であったものの供奉を行ったが、右大将宗盛の方は「路頭右大将不供奉」⁽⁶³⁾_(宗盛)とあって務めていないのである。以上は平氏の清盛・宗盛父子の公卿に対する婚姻の押付や停止させている(②③)ことや宗盛があれこれの理由などで事実上天皇の供奉を怠っている事情を例示したのであるが、これらは「鹿ヶ谷事件」以降、平氏の権勢が一段と強力となった時期とかかわっているものといってよいであろう。もっとも、この年の十一月中旬、天皇との関係で難航していた右大臣兼実の子息良通の中将がようやく実現している。頭中将藤原定能によれば今度の良通の中将は「偏法皇之殊恩云々」⁽⁶⁴⁾ということであるから後白河法皇の官位任命権などが全く後退したわけではないのである。これに対して兼実は「可恐可悦」⁽⁶⁵⁾といっているのである。

次に、翌年の一月中旬、右大将宗盛が正二位に任じられている⁽⁶⁶⁾。他方で延暦寺の衆徒大衆の蜂起が続いているという。後者の問題はどうして起きたのかというと、後白河法皇が園城寺で秘密灌頂を公頤権僧正に傳授するということで、そのことを妬んで延暦寺僧徒らはそれ以前

に三井寺を焼くという。こうしてかの山門派と寺門派の対立が惹起されているのである⁽⁶⁷⁾。後白河法皇としては延暦寺僧徒が三井寺を焼くなど制法に従わないのであれば永く棄て置き智証門徒で足りるといったという。この発言に右大臣兼実がひそかに案ずるのは「王化鴻毛の如き」⁽⁶⁸⁾状態で勅命が通らなくなっていること、なかんづくこの問題で清盛に対して勅喚があつたけれども彼は敢えて動搖することもなく延暦寺衆徒をいよいよ勇気づけたということなどであつた⁽⁶⁹⁾。つまり、平氏と延暦寺の結局の前には後白河法皇のカリスマ的偉力にもあきらかにかけりが生じているのである。こうして後白河法皇が園城寺で灌頂を行う問題は延暦寺の強硬な態度により二月五日には法皇の御幸も停止となり⁽⁷⁰⁾その翌々日には灌頂も中止となっているのである⁽⁷¹⁾。このように後白河法皇は延暦寺の強硬な反対にあって屈しているのである。

次に三月中旬、藤原光能朝臣より兼実の許に綸旨が伝えられ、近日には新制を発布したいのを計奏するようにというものであった。実際には「保元制符」のうちから取捨選択して言上するようにというものであった⁽⁷²⁾。保元元年令では条数は七条で、二年令は三五条であった⁽⁷³⁾。だが兼実はこのような大事な問題は全く官位の尊卑によることなく「有職元老」の者に命じて議奏させるのが例で、自分などはその「器」に堪えるものではない。そこで早くその旨を奏するように伝えている⁽⁷⁴⁾。四月末日になって、源季長朝臣が兼実の許を訪れて新制の件で勅命を伝えているが、内容は前回と同様であったというから兼実の前回の返答が要領を得なかつたのであろうか。つまり、求められたことは「新制事、猶保元宣下之中、抽要権可令計奏者」⁽⁷⁵⁾というものであった。これに対して兼実はどうして「保元一代」にかぎるのか。長保以後（長保元年=九九九）の代々の制符=新制や官底、彈正、檢非違使らを尋ね召し、そのほか当時の乱法などから取捨すべきであるといっている⁽⁷⁶⁾。こうして兼実はここでも官位の尊卑にこだわることなく実務者から聞くべきことを強調しているのである。閏六月の初めに頭権大夫藤原光能が兼実に今度の新制のことを知らせて来ているが、それによると兼実が申状で提出した十五ヶ条の内の十四ヶ条が新制として認められ採用されたという⁽⁷⁷⁾。その翌日伝聞によると、新制に関する公卿らの申状の中で、兼実のものがもっとも時宜にかなつたとして関白基房より天皇に奏上されたという⁽⁷⁸⁾。こうして今度の新制は十七ヶ条にまとめられ光能朝臣が奉行となつて宣下されたというが⁽⁷⁹⁾、注目すべきは兼実が以前に光能朝臣に別紙に注して申状を提出したさいに、光能朝臣がいうには「今日可被仰含入道相府之許云々」^(清盛)といったという。これによると「新制」公布にさきだってとくに鹿ヶ谷事件以降、権勢を増してきた清盛を無視することはできなかつたようで、このように相談している点が注目されるのである。なお、今日では治承二年令については続左丞抄などで確認できるのは七月に発布された十二条であつて⁽⁸⁰⁾、閏六月に発布された十七条は不明なのである。さて、このような新制と現実との関係を示すものとしては「過差風流」の問題などをあげることができる。この年の十月、頭中将定能朝臣が兼実の許に来て、春日使の件などで数刻談じているが、そのおりに蓮華王院惣社祭の日に院の北面の衛府らが紅衣を着けて垣代に立ったことが話題となつたという。つまり、院北面の衛府らは内々に後白河

法皇の御機嫌をうかがったときに、すでに許容されていたという。兼実らは新制が公布されたばかりの時にそのようなことがどうして許容されてよいはずがあるのかと批判しているのである⁽⁸¹⁾。ところで春日祭の方でも府生頼文が兼実の許にきて「新制」との関係を聞いている。兼実はいまだ春日祭使の過差風流を停止すべきであるとは聞いていないといっている⁽⁸²⁾。十一月一日の春日祭の翌日、兼実は氏長者関白基房とも新制との関係で相談をして「風流」の過差など問題はないということだったという⁽⁸³⁾。さて、蓮華王院の祭りの方は、もともとこの寺は後白河法皇の発願により清盛が造進した寺であるが故に、その祭は新制の過差の規定にとくに背くものではないとして実施されたという。

次に、この年の五月、最勝講に延暦寺の学僧らが召されなかつたため、山僧の蜂起となつたが⁽⁸⁴⁾、九月からは様相を異にしているのである。つまり、延暦寺の学僧=学徒と堂衆とが数度にわたって「合戦」し、「一山磨滅」の危機となつたといいう⁽⁸⁵⁾。ここでいう「堂衆」とは寺院の諸堂に分属して、香花仏供などの法儀をつとめたり、あるいは封祿・出納などの諸事をつかさどつた下級の僧侶のこと、平安中期以降では武力を保持するようになつてゐる。兼実はこうした延暦寺内部におけるこのような両者の対立問題に関しどのように対応すべきか計奏するよう求められている。彼はそくざに官兵を遣わすべきだとの意見に対しては官兵を遣わす前に「付師主縁座可有其沙汰歟」⁽⁸⁶⁾と具申している。つまり、兼実は衆徒の多くは師主などに分属していることからこの師主を通じて縁座の者などに沙汰して「騒動」を鎮めてはといふものであった。この年の十月、大夫史隆職が兼実の許を訪れたおり、兼実はその後の山門衆徒の状況をたずねたところ、学生方（門徒僧綱ら）の申状に対して沙汰するよう命じたがきちんと命令することができず、そうこうしている間に両者は合戦となり学生方の兵士らは堂衆を攻めんとして大津の在家等を焼き払つたといふ。ところが堂衆らは敢えて動ずる氣配はないといいう⁽⁸⁷⁾。十月の初め、皇嘉門院の御憲法の結願の日に出席した兼実は大納言源定房に山門のことを聞いてゐるが、山門の学生らはことごとく離山し、「堂衆其勢太強、敢不及爲敵云々」ということで、堂衆方が優勢なのは動かないということであった⁽⁸⁸⁾。以上、この項では鹿ヶ谷事件とその影響について検討してみたわけであるが、寺家勢力をまきこみながら後白河法皇を代表とする一派と清盛を代表とする一派とがなれば公然と激突し、鹿ヶ谷事件となって後者の勝利に終わった。西光法師や成親卿など多くの院の近習、近臣らが殺されたり追放され、前者の政治的地位は低下することになった。もっとも、この事件のなれば首謀者とみられた後白河法皇の責任は追及されず、天皇直属の公卿なども同様であった。したがつて、形式的にみればいわゆる天皇=主上の政治は無傷だったのである。

（9） 平重盛・同盛子の死去と万物沽価法

十一月の初めに、兼実は頭中将重衡より中宮徳子に「御産の氣」ありとの連絡をうけて参内したが、すでに関白基房、左大臣経宗、左大将実定以下廿余人（以上中門廊にあり）が参候し、

藤中納言資長、源中納言雅頼、藤左大弁俊經、藤新宰相実守らは中門廊外縁に尻をかけて列居していたという。兼実はこの間の宮中の状況を叙して「及未終又宮中騒動、過於先度、僧徒加持之声殆満虚空」⁽⁸⁹⁾といっている。しばらくして中宮大夫時忠が出てきて皇子の誕生を人々に告げたという。この間に時忠は参上して関白基房に後白河法皇の仰せとしてすでに皇子が降誕したので早く告げるよう指示があったと伝えたという。こうして兼実は「人々氣色太以歡娛」⁽⁹⁰⁾と記している。ところで皇子出産のあとは「御産の儀」などの儀式が続くことになる。例えば十六日は「中宮御産五夜」⁽⁹¹⁾で太政大臣以下公卿十余人の出席のもとで「祝儀」が行われ、その所役は内大臣平重盛の負担であって主役は当然にも平氏一門の面々であった。清盛は安心したのかこの日の朝には福原にもどったという⁽⁹²⁾。ところがこの十一月末、頭中将光能朝臣が兼実の許を訪れていうには去夜院より急にお召しがあって参内したところ、御前にはすでに時忠卿が参候していて、用件は「立坊」の件であったという。皇子の年齢が二・三歳ともその例はあまりよくないので、今年行ってはどうかということであった⁽⁹³⁾。こうしてこの月の十六日に「福原」にもどっていた清盛が廿六日の夕方には上洛しているが、それはこの「立坊」のためだったのだという⁽⁹⁴⁾。時忠や清盛の動きからして平氏が如何に「立坊」を急いでいたのかが解るのである。

十二月に入って兼実亭を訪れた頭中将定能朝臣によると、早くも「世間」では「東宮傳」は兼実であると評判になっているし、清盛卿もその意向だという。ある説では左大臣経宗を任すべきだというし、内大臣重盛卿も有力候補だという⁽⁹⁵⁾。兼実自身についていえば、憲仁親王(高倉天皇)の東宮傳を務めたこともあり一応の関心と期待もあったようであるが、同月初旬に「若宮親王宣旨」が下され⁽⁹⁶⁾、十五日の坊官除目では以下のメンバーが決定している。

東宮

傳從一位藤原朝臣経宗（兼左大臣）

学士從四位上藤原朝臣光範（兼文章博士）

学士從五位上藤原朝臣親経（兼宮内少輔）

春宮坊

大夫正二位平朝臣宗盛（兼大納言右大將）

權大夫從二位藤原朝臣兼雅（兼中納言）

亮正四位下平朝臣重衡（兼左馬頭）

權亮從四位上平朝臣維盛（兼右少將）

（以下略）⁽⁹⁷⁾

こうして「東宮傳」の下馬評には兼実などがのぼってはいたものの結局は上記のように左大臣経宗が就任している。春宮坊の方は宗盛、重衡、維盛らの平氏一門で固めているのである。なお、平家物語では春宮坊の大夫には宗盛ではなく重盛が就任していることになっているが、これも平家物語の一連の重盛美化によるものであろう⁽⁹⁸⁾。同日、皇太子(または皇后)が位につく時に、詔勅を以て命ずる「冊命立太子事」⁽⁹⁹⁾が行われている。兼実はこうした早期の実施には批判的だ

だったのである⁽¹⁰⁰⁾。だが兼実としては脚氣などでこの儀式に出仕するのは堪えがたかったのであるが結局は出仕している。出仕しないと坊官除目に他人が補されたことの意趣=恨みからだとみられるのを憚ったからであった。兼実はこうして末代の法=おきてとしては「孤露之身」⁽¹⁰¹⁾は事においてこのように面目をそこなうものだといっている。だからといって自分としては「東宮傳」につくことを望んでいるわけではないともいっている。兼実は廟堂での自らの位置（右大臣）を「疎遠之身」とか「孤露之身」とかよくいっているがこれは院の近臣であるとか平氏と特別な関係をもっていないことの一表現なのである。

次に、この月末の京官除目の実施にあたり左大臣経宗がにわかの所勞のため、かわって兼実が執筆などにあたっている。この京官除目（一夜の儀）のあと、兼実は退出のついでに子息良通の叙位のこと（皇嘉門院より後白河法皇に申し入れていた）院をたずねている。というのはこの日御所女房に謁したときに今夜良通が三位に叙せられるということを聞いていたからであった。その結果、三位に叙せられたことが確認できたのであるが、兼実はこの件に関し興味深い点に言及している。つまり、藤原氏の家例として（師実から忠通にいたるまで）十四歳で三位に叙せられることが多い。兼実の場合は十二歳で叙せられ、今度の良通も兼実の先例を墮さなかったことを誠に「希有」⁽¹⁰²⁾といって喜んでいるのである。しかも、今回の良通の叙位については後白河より必ず叙すようにと内裏に申し、内裏からも尤もふさわしいと院に申されたという。叙位にあたって院と内裏（天皇）とは具体的にはどんな関係にあったのかを示す一例である⁽¹⁰³⁾。すこし以前、自らの孤立感をいたく感じていたはずの兼実も今回は大いに喜んではいたが「抑、以余坊官賞所叙也」⁽¹⁰⁴⁾ともいっているのである。ところで、この日にかの源頼政が三位に叙せられた。これについて兼実は第一の「珍事」といっている。この頼政の叙位は清盛の奏請で実現したのであるが、その推挙状の理由は「源氏平氏者我国堅也」⁽¹⁰⁵⁾という言葉で始まり、平氏については「朝恩已普一族、威勢殆満四海」⁽¹⁰⁶⁾といっている。それに対して源氏の勇士の多くは逆賊に与し、罰をうけている。頼政ひとりその性格は正直で勇名をはせているがいまだに三品にも昇れず、すでに七十餘歳であり、もっとも「哀憐」ありというところからの叙位であった。いずれにしても平治の乱（1159）から19年餘を経過したこともあるって、清盛の自信の程がうかがえるのである。

あけて1179（治承三）年一月五日には叙位の儀があって総数三九人が任叙されたという⁽¹⁰⁷⁾。翌二月下旬、宗盛は右大将の所職を辞するため辞状を提出したというし⁽¹⁰⁸⁾、三月初旬には今度は平重盛が重ねて内大臣の辞状を獻じている⁽¹⁰⁹⁾。後者の重盛はこの年の七月、「所勞危急」⁽¹¹⁰⁾により死去しているのである。ために三月頃からは宗盛の行動がめだっている。

さて、この年の二月初旬、新宰相定能が兼実の許を訪れて来たる廿四日より七日間、「祈年穀奉幣事」を行う旨を伝えてきている。注目されるのは伊勢、石清水、賀茂などの「廿二社」の外にかの伊都岐嶋明神を加えるということであった⁽¹¹¹⁾。こうして三月には伊都岐嶋社に奉幣使が発遣されることになり、上卿権大納言実房卿が右小弁光雅に命じていうには二月と十一月

の上申目に内蔵寮幣を奉ずることになったという。これは昨年叡慮の思しめしが相叶ったが故にこの報賽が行われるのだという。また金銀の幣の奉加や二季祭には内蔵寮幣に預かることになったという⁽¹¹²⁾。この効果は廿九日にあらわれている。つまり、同日あの東宮傳となった左大臣藤経宗、左大将同実定、大納同実房、同源実国、権中納言藤実家らが同社に参詣し、そのほかに中納言源資賢も追って参向するという⁽¹¹³⁾。平氏の権勢の拡大によってこのように伊都岐嶋明神の社格も格上げとなっているのである。ところで神社でいえばこのところ過差が問題になっている。四月廿一日は廿二社の一つである賀茂社の祭が行われ「新制」に拘束されないといった過差の催しに時の人々は首をかしげたという。左馬助爲保、中宮使大進基親、春宮権亮維盛朝臣、近衛使などは、「過差之咎」とか「過法」などで問題が多かったのである⁽¹¹⁴⁾。新制と「過差」との関係でみると昨年の春日祭では祭使の笠・車及び従者の過差は新制に載っていないとして問題にならなかったが、今年の賀茂祭では法に過ぎるなどといわれたのである。そのほか「五節櫛棚金銀風流并滝口送物過差」⁽¹¹⁵⁾は前年度から停止となっているのである。

さて、この年の六月に白川准后が死去している。兼実は彼女について「白川准后、盛子、入道前相國女、故中院摂政室家、一所資財庄園、去夜薨去云々」⁽¹¹⁶⁾と記した。そのあとで、さらに相続に関連して三点程にわたって述べている。まず、最初のことでいうと白川准后（盛子）は清盛の娘で、故摂政基実の室となり、基実の死後は大部分の摂関家領、代々の記録などすっかり盛子が相続したといっている。その所領は摂政薨逝のおりには以後彼家は清盛に属すべしとの院宣も得たという⁽¹¹⁷⁾。さて、今度の盛子の死去にあたり、天下の人たちは彼女が異姓の身でありながら藤原氏の家を伝領したため、氏の明神（春日明神）がこれを憎みこの罰を加えられたのだといったという。だが兼実はもし大明神がそのことを咎めるのであればなんで十四年間も罰を与えるにいたのか。なんでその上今後彼の資財や所領が藤氏に渡たされることがないのであろうかといっている⁽¹¹⁸⁾。前述のように本稿では平氏の勢力拡大＝政界進出については官位の問題と女御入内を軸に論じてきたが、以上のように平氏は平和裡に藤原氏の資財や荘園の集積をこのような方式で掌握に務めていたことにも留意されねばならない。平和裡というのは、この場合、摂関家との婚姻によるものであったことはいうまでもない。ところで摂政基実が死去したのは平治の乱から六年程経た1165（永万元）年であって、この時点では平氏は膨大な所領を手中にしたのである。兼実は今度の盛子の死のあと、父である清盛がこの所領を「暫く」守護するといったことに着目し、すでに傳領すべき人がいないのであるから中心的な所領は藤原氏の氏長者に、他の所領は基実の子息基通などに配分すべきであるといっている⁽¹¹⁹⁾。こうして白川准后が相続した時と同様に、死後その所領の行方が問題となるのである。この月の下旬、兼実はある人から白川殿の所領などは「皆悉可爲内御沙汰云々」⁽¹²⁰⁾と聞き、摂関家にもどることなく准后的死なるが故に内裏の沙汰となつたことを悲しんでいる。しかも後白河法皇はその所領の倉預に大舍人頭平兼盛を任命しているのである⁽¹²¹⁾。後に問題とすることになるが、この時期に平重盛の知行国越前国（維盛が相続）も後白河によって没収されたため⁽¹²²⁾兼実は平氏側の反撃、つまり、

十一月のクーデター決行の理由の一つにあげているほどである。それはともあれ、「鹿ヶ谷事件」後、平氏に圧倒されていた後白河は六月には白川准后、そして七月末には平重盛の死去を機に平氏にこうした形で反撃しているのである。

次に、このところ右大臣兼実がしばしば新制との関係で過差を問題としているといったが現実にも「國家の費」が問題になっているように「朝家」の「財政」は深刻だったのである。もっとも、経済的には錢の急激な流入により「万物沽価」の上昇となっている。この年の七月末に、頭中将通親朝臣は美作守基輔に書状を送ってこの問題について右大臣兼実の見解を尋ねているのである。その内容を要約していようと、986(寛和二)年ならびに1072(延久四)年に「沽価法」(売買の値段)が出されている。「万物沽価」については去る1138(保延四)年のものに随ってかつては「中古之制」を用い、かつては「延久之符」(1072)に任せてよろしく遵行するよう重ねて宣下されている。今度は以上の法を用いるべきか、時代は急速に変化しているので新たに定めるべきであろうか。なかでも錢の問題については「就中錢之直法、還背皇憲、雖宜停止、漢家日域以之爲祥、私鑄錢之外、交易之條可被寬宥歟」⁽¹²³⁾といっている。つまり、錢の使用は停止すべきであるが「漢家日域」ではこれをもってさいわいとしているので、私鑄錢以外の錢での交易=交換は許さるべきであるといっている。いずれにしても、寛和沽価之准直の法によるべきか、または諸国の「當時之濟例」によるべきなのか。それとも新法を定めるべきなのか計り申すようにというものであった⁽¹²⁴⁾。これに対して兼実はこのような問題は短慮にたやすく定めるべきではない。去年新制が下されたときには「朝家要須」の問題であるから法を下さるべきであると言上したばかりである。自分としてはそれ以上のことは暗く及び難いので、まず法家や檢非違使に命じて子細を言上させた上で議奏に及ぶべきであるといっている。同日、自分としては「価直」のことは暗く注進できないのでこの問題の担当である檢非違使庁などに聞くべきであるとして、具体的には度々制符、行事所や藏人所の色代檢納制、諸国の濟例などを調べてかれこれ斟酌するとか、または有識者などから意見を聞いて「群議」に及んで定めてはどうかといっている⁽¹²⁵⁾。兼実としても、この問題が重大問題であるとの認識はもっていたため、昨年の新制公布にあたっては法を下すべきであると具申したというし、今回でも「我朝衰弊只有比事」⁽¹²⁶⁾とまでいっているのである。

翌日、兼実は檢非違使基廣^{明法博士}に「沽価」問題のことをたずねているが⁽¹²⁷⁾、彼はその翌日に「錢売買事」で注申している。この基廣の見解によると、近代では唐土からの錢でこの王朝においてみだりに売買している者がいるという。古来、私鑄錢は八虐に処してきた。このように唐土よりの錢をみだりに売買する者は、たとえ私に錢を鋳ることとは異なるけれども、その所行は私鑄錢と同じであって、停止すべきである。それ故に先日の御教書では私鑄錢以外の錢の交易は許さるべきという見解は問題だといっている⁽¹²⁸⁾。兼実はこの明法博士基廣の見解には基本的には賛成で、「沽価」の法に関しては天暦、応保、寛和、延久等の年々の「沽価法」を調べてみると延久のものがもっとも詳細で「近世之法」に叶うものといっている。ただし、な

お「市人」を召して「中沽之法」で行うべきかともいっている。ところでこの「中沽の法」とは売人は高値を指し、買人は減直を好むので、これを折中して決めるもので、これが「中沽之法」⁽¹²⁹⁾というものであるといっている。いずれにしても、この時期に「万物沽価法」といったことが問題となる一因には渡唐錢が関係していたようで、「近日上下病惱、號之錢病」⁽¹³⁰⁾といわれた時代だったのである。しかしながら、これに対する効果的な法なり政策を結局のところは打ち出すことはできなかったのである。

さて、治承二年九月に叡山の堂衆方と学生方の対立が激化し、官兵の出動もなく堂衆方が有勢であると前述したが、治承三年の七月末、叡山の凶惡な「堂衆」を追討すべきとの宣旨が出されている⁽¹³¹⁾。この宣旨を兼実に知らせたのは大夫史隆職であるが、彼によると奉行職事の光能朝臣がいうには、件の宣旨は最初は「追討使」を遣わすということになっていたという。そこで隆職としては先例ではこうした場合は「可追討某国住人凶賊某」⁽¹³²⁾と記しているから、ただ追討使を遣わすべきというのは先規にはない。それ故もし追討使を遣わすのであれば「某名」を載せるべきで、この宣旨はかたがた不審であると言上したところ計り遣わす人とは清盛であったという⁽¹³³⁾。したがって、ただこのように仰せがくだされた翌日、なお、追討使のところを「官軍」と改めるよう命令が下ったという⁽¹³⁴⁾。これは清盛の責任で追討使を計り遣わすことになっていたが、実現しなかったからであろう。だが官軍によって堂衆を討つべきとの宣旨が出来て二箇月近く経過しても沙汰はなく、堂衆はいよいよ力を得たのに対し、学徒らは問題であるとして参落するということであった⁽¹³⁵⁾。こうして十月初旬、邦綱卿が語ったところでは官兵を遣わしたもののは堂衆らは引退の気配はないという⁽¹³⁶⁾。伝聞によると数日後に延暦寺の堂衆らの追討使については平知盛、経盛を任命したという⁽¹³⁷⁾。だが人伝によると、十一月の初めになっても山の大衆の鬪諍は続き官兵らは坂下に向かったものの山上を攻撃することもできず、いたずらに坂東の運上人らを抑留するほかは他事なしという有様で、他方堂衆側は学徒らの城を焼き払ったという⁽¹³⁸⁾。こうして平氏の追討使知盛らといえば山門の衆徒を追捕する意志もなく、またそれどころではなかったのである。

さて、本項では平氏にあっては皇子誕生（言仁親王）など着々と勢力の拡大に成功しているものの清盛の嫡子重盛や白川准後の死去などを契機に後白河側からする攻勢も一定の成功をおさめていることを知った。叡山の問題でいうと団結を誇っていた衆徒大衆も寺院内部での学生と堂衆との対立が後者の優勢下に推移し、とうとう官軍による追討が問題となったものの相変わらず平氏はその鎮圧には忠実ではなかったのである。さてこの時期では過差に対する禁令がだされたものの「制法」にかかわらずといった傾向が強く、国家＝朝家の財政を圧迫していたのである。こうした財政とか経済問題でいうと「万物沽価」の上昇が大きな問題となつたが、朝家では結局有効な施策を実行することができなかつたのである。

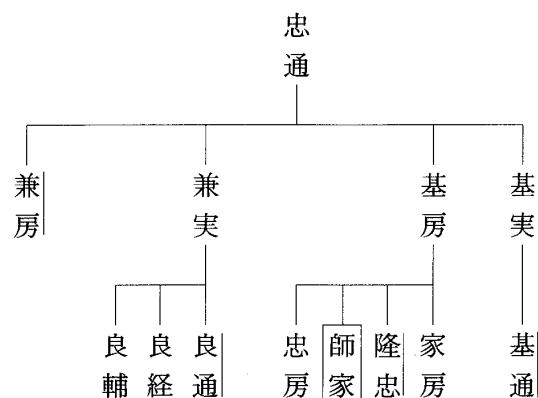
(10) 治承三年のクーデター

この十月八日に突然に公卿の叙位が行われた。もっとも、従三位藤師家（関白基房息）ただ一人で明日除書があり中納言に補すという⁽¹³⁹⁾。その翌日には京官除目があって、すでに頭権大夫光能より兼実の許に書状が送られて出仕するよう求められた。当日の除目は準備不足もあって若干の問題が生じることになった。一つは転任の勘文を召さずに新たに任ずる者が恐らく少丞など四人に及ぶことになるという。勘文を召すと叙位は除日のあとになってしまいうといふ。二つは名替国替等の申文がはなはだ多く、そのすべてを任ずると諸国の「介」だけで一度の除目で二～三十人に及ぶことになり、兼実は少々略したい旨を関白に申し入れて、結局、所望の国を覗く申文の場合は任ずることをやめるとか、一～二の申文を略すなどの処置をとったという⁽¹⁴⁰⁾。ところで前述の師家中納言補任はかなり強引だったようであるが、これは基房としては早期に足許を固めようとの意図からであった。もっとも、表向きは明年春日使の上卿を務めるために急ぎ任じたことのようである。この点に関して兼実は当時、執政の子息が中納言に任じられること自体は問題はないが、年齢が八才というのは古今例がない。この結果、師家は下図の略系図（藤原氏）の縦線の人物を追いこすことになるといっている。

それ故に一～二年待てないかともいってい
る。もっとも、兼実はこの日に子息良通が正三位に叙せられたので自分は面目がたったけれど、早く父を失った基通は相当不満を残すであ
ろうといっている⁽¹⁴¹⁾。兼実は自分としてはなどといい、心にもなく基通に同情しているが、
その根底には関白基房の後に自分を含めて誰が

摂政関白となるかに关心があつての意見であることに注意する必要がある。

かくして、この年の十一月中旬、いわゆる平氏によるクーデターが決行されたのである。十四日、清盛が福原より突然入洛したが、宗盛の方は十一日に巖島に出発していて、途中から呼び返されともに上洛してきたという。彼らが武士数千騎を従えての今度の入京に人々は何事か知らなかつたが、これが二つとない「京中騒動」となつたのである。兼実としてはこの夜の出仕に恐れるところがないではなかったが「公事」を勤めるために出仕したという⁽¹⁴²⁾。ところが洛中の人家では資材を東西に運ぶなど誠にもって騒然としていたという。翌十五日になっても、内裏に仕えていた兼実は「世間物念」の実説を聞くことがなかつたが、子の刻になって人伝で「天下の大事」が起きたことを知つたという。寅刻になって大夫史隆職の注送状をみて関白基房が関白を解任され、藤原基通（内大臣・氏長者）が就任したことを知つたのである。しかも、基房の子息権中納言師家（十月八日従三位、権中納言）も同じく解任されるに及んで兼実は「仰



天伏地，猶以不信受，夢歟非夢歟，無所弁存」⁽¹⁴³⁾と記している。そのあとで、この騒動＝クーデターが起きた由来＝理由を三つあげている。第一は後白河の過怠＝誤りは二つあって、その一つは七月末に死去した重盛の知行国（維盛が相続）である越前国を収公したこと、その二是六月に死去した白川准後の遺領の行方である。清盛は暫く守護するといっていたが、結局のところ所領已下のことはみな内＝内裏の沙汰となり、後白河法皇は大倅人頭兼盛を倉預に補してこの所領を手中に收めてしまったのである⁽¹⁴⁴⁾。第二番目は前関白基房の罪科として基実の子息基通を追い越して僅か八才の師家を中納言としたことだという。第三は、この他の問題として後白河法皇と前関白基房とは同意の上で国政を乱したため清盛の怒りをかったというのである⁽¹⁴⁵⁾。第二の理由についていえば、清盛にとっては藤氏内部における摂関家の争いということであれば姻戚関係の深い基実基通父子の行末、故摂政基実なきあとでは白川准後の遺領とともに関心をもっていたはずであり、今度基通を閑白にする理由があったのである。

この日の夕刻、中宮徳子と東宮は清盛の八条亭に赴くとのことであったが、これは清盛自らが鎮西方に相具して下向するためとの風聞がたったという。ところでこの日、清盛は使者重衡を内裏に遣わして以下のことを奏させたという。

近日愚僧偏以棄置、見朝政之体、不可安堵、世間蒙罪科之後、悔而可無益、不如賜身暇隠居辺地、仍爲奉具両宮、所催儲行啓也者⁽¹⁴⁶⁾

冒頭で清盛は偏に棄ておかれていてその立場から現今の「朝政」を見ると安堵しがたいといっているのは、やや拗ねたいい方であろう。例えば治承二年の新制などについては清盛の意見を聞いているし、かえって清盛の方が重盛などに任せて自らは「福原」にこもりがちだったのである。この場合でも、では政権を引き受けるのかといえば世間での罪科を蒙った後で悔いても何の益もない。身の暇を賜って辺地に隠居するしかない。そこで両宮を具して行啓の用意を行うところであるといっているのである。もっとも、こちらの方はすぐ実施することなく公卿などの処分を行っているのである。かくして高倉天皇は上卿已下を召して詔書宣命等の沙汰を行っているのだが、その詔書の一節には常套句ながら「万機巨細、百官總己、皆先關白於内大臣、然後奏下、一如旧典、庶叩元ニ之聖、永施含一之德」⁽¹⁴⁷⁾_{（基通）}とある。

翌十六日、兼実は関白を解任された基房に書状を送っていたところ返事が届けられたという。兼実としては今一度面拝を願いながらそれができないのはこのような時期に基房亭を訪れると謀議のためと平氏側に疑われるのを恐れたからであった。兄に対するこうした不甲斐ない自らの行為に対し「禽獸」⁽¹⁴⁸⁾の如しと記している。この日、かの定能卿が「院辺」のことなどを兼実に報告しているが、それによると院辺のことについてはただ今では聞くことはないが、「世間沙汰」は停止されているという。また法皇と清盛との間は、法印静賢が使者となつて二度にわたり平氏方に子細を陳べられたという。その後は両者の関係は「和氣」に似たものとなったが、なお「院近臣」らを擧め召すとの評判となっているという⁽¹⁴⁹⁾。こうした状況をふまえて、前関白や天皇の役割に関して兼実は以下のように述べている。

抑此関白之時，家貽瑕瑾，職付大疵，於乱代者，天子之位，摠籙之臣，太以無益云々（傍点筆者）⁽¹⁵⁰⁾

つまり、前関白基房のときに藤氏の家にきづを残し、しかして大疵をつけたというのである。こうしてクーデターが起きる「乱代」では「天子之位」も「摠籙之臣」も太だもって役立つことがないともいっている。だがそのようにいっている兼実自身についていえば、新体制に対応すべく現実的な行動をとっているのである。つまり、新博陸となった基通の許に早くも使者季長朝臣を送って祝意を表しているのである。さすがにこの替わり身の早さに対しては「爲遁不説之恐也」といいながらも「是諂諛之甚也」⁽¹⁵¹⁾といっているのである。

平氏は他方ではさきに天台座主を罷免されていた明雲を復職させるなどして盟友関係にある延暦寺との提携強化を計っているのである。その結果かの明雲は僧正ならびに天台座主に還任することとなり、覚快法親王は座主を辞退しているのである⁽¹⁵²⁾。しかも十七日には太政大臣以下卅九人の公卿や諸国の国守などが解任となっている⁽¹⁵³⁾。彼等は「朝家」との関係ではその大部分は主上＝内裏に仕えている身であるが、「多是院中祇候之輩也（傍点筆者）」とあるように後白河院に祇候している存在でもあるのである。卅九人のうち、公卿は太政大臣藤原師長、権大納言按察使源資賢、春宮大夫藤原兼雅、右衛門督平頼盛、権中納言藤原実綱、右近衛権中将藤原隆忠、参議右兵衛督皇太后宮大夫藤原光能、大宰大貳藤原親信、右近衛権中将定能らで⁽¹⁵⁵⁾、これ以前に前関白藤原基房、権中納言師家父子が解官となっている。また、この処分の翌十八日には権中納言雅頼が辞任している。注目すべきは鹿ヶ谷事件とは比較にならないほどの広がりと重要ポスト（大蔵卿や蔵人所、檢非違使庁）の人達にも及んでいるのである。さて、この十八日にはこの他では藤原基房が大宰権師、左衛門佐相模守平業房は伊豆国に流罪とされている。さらに関外追却人としては源資賢、源雅賢、源資時、源信賢が処分をうけている⁽¹⁵⁶⁾。ところで卅九人の解官を実施した同じ日に十一人の除目が行われた。注目すべきは解官となった重要ポストが補充されていることである。右中弁藤原兼光、権右中弁藤原光雅、左少弁藤原行隆などの弁官や大蔵卿藤原雅隆、修理大夫平経盛、東宮大夫藤原忠親、大膳大夫藤原済綱などの諸大夫、右近衛中将藤原隆房、右衛門督藤原実家、右兵衛督藤原家通などの諸衛と加賀守藤原保家であった⁽¹⁵⁷⁾。ところでこの日の除目で兼実の子息良通が従二位に叙せられたため、父の兼実はどうしてそうになったのか訝かっている⁽¹⁵⁸⁾。もっとも、この問題は二日後に清盛より修理権大夫頼輔の許に書状が送られそれによると「権中納言弁右大將」⁽¹⁵⁹⁾に任じられているのに聞書では書きもらしたとあった。この状をみた兼実は仰天するとともに、良通の任官が清盛の力で行われたことに「生涯恥辱」⁽¹⁶⁰⁾を感じるとともに、兼実のふさいだ気持ちをはれられとさせるために清盛が行ったものと確認しているのである。では今度の子息良通の叙位任官をあくまで固辞すべきなのか、もしそのようにすればたちまち「絞斬之罪」⁽¹⁶¹⁾に処せられることになり、それはできないといっている。実際には兼実はさっそく返報（礼状であろう）を送っているのである。兼実はまたこうした自らの行為について、子細を知らない人はなんと身の恥を知らな

いでどうしてそのような官位を懇望したのか⁽¹⁶²⁾と思うだろうといっている。ところで「百練抄」はこの度の事件をどうみたのであろうか。クーデターの当日の十五日では「上皇以法印静賢，自今以後，万機不可有御口入之由，被仰遣之」⁽¹⁶³⁾と記している。つまり、今後は天下の政事＝帝王の政務といったものには口をはさむとか干渉することはない旨を法印静賢（信西法師の子）を通じて清盛に伝えたというのである。こうして廿日には清盛は後白河法皇を鳥羽殿に幽閉し、藤原成範（信西の子息、清盛の女婿）・同修範（信西の子息）・法印静賢および二～三人の女房のほかは人々の参入を禁じ、武士らに命じて門戸を固め守護させているのである⁽¹⁶⁴⁾。ところで藤原成範以下の三人はいずれも、信西（藤原通憲）の子息であって、信西はあの保元の乱で活躍し後白河天皇の即位とともに近臣として権勢を振った人物で、平治の乱の初めに源義朝勢に殺されてしまったのである。さて、このような平氏の攻勢＝クーデターはどうしておきたのか。百練抄では或記の説として後白河と関白基房とが平氏の党類を滅亡すべく密謀したこととその上に基房の子息師家に関しては二位中将基通を追い越して中納言に任じたことにあるといっている⁽¹⁶⁵⁾。とするならば二年数ヶ月前の「鹿ヶ谷」事件に続くことになるが、このような「密謀」をもつのは容易だが平氏一門を滅亡させるには対抗する軍事力の組織化が不可欠であって、こちらの方の弱点は克服できなかったのである。廿一日には前大夫判官大江遠業は自宅に火を放って自害したというし、備後前司爲行、上総前司爲保は首を斬られたという。このほかでは庁年預宗家（大蔵大輔中原宗家）は清盛によって逮捕されたというが、これは「御領目六」をしるすためであったという⁽¹⁶⁶⁾。なお、大江遠業らについては「皆是上皇殊召仕之輩也」⁽¹⁶⁷⁾といっている。廿四日の夜に兼実宅を訪れた全玄法印と「世間事」を談じおりに、その中で後白河法皇の指示でかの白川准後の所領を預かることになった前大舎人頭平兼盛は今度は平氏方によって手を切られたという⁽¹⁶⁸⁾。兼実はこの兼盛について「自院被付白川殿倉タリシ者也」⁽¹⁶⁹⁾と説明している。つまり、先述したように彼は後白河法皇よりかの白川殿（白川准后）の倉預りを命じられていたのである。その人物に清盛は身体の一部を切除するといった苛酷な処分を行っているのである。

さて、今回のクーデターによる処分では四十一人（前関白基房・権中納言師家を含めて）に及ぶ解官があった。その他は流罪とか斬殺、身体の一部切除といったことがそれぞれ若干あったことは前述したところである。これらを補うものとして同日に除目があつて十一名⁽¹⁷⁰⁾、翌十八日の除目では十七名⁽¹⁷¹⁾、十九日には十名の除目が行われたのである⁽¹⁷¹⁾。実は四十一人の解官の細部についてはふれなかつたが、これを補う除目で注目されるのは受領新任者が二十名もいることである。しかも平家一族または平氏家人が圧倒的多数を占めているのである。この点に着目した石丸熙氏は次頁の表①②にまとめて興味深い見解を提起しているのである⁽¹⁷³⁾。

①は十一箇国、②は五箇国で合計十六箇国、これらは伊勢・上総・常陸の東海道の三箇国を除いて、いずれも院分受領国に一致する。そこで「治承三年政変で、平氏は院分受領国中十三国の受領を一挙に獲得したことになるのである。ところで当時の除目における国守任命は、当

①	国名	三河	上総	常陸	美濃	越前	但馬	伯耆	備中	周防	淡路	阿波	②					
	前任者	藤原頴家	藤原為保	高階経仲	藤原定經	藤原秀能	源信賢	平時家	藤原光憲	藤原能盛	藤原知光	藤原孝貞						
新任者	平知度（清盛男）	藤原忠清（平氏家人）	平宗実（重盛男）	源則清（平氏家人）	平通盛（教盛男）	平經正（経盛男）	平忠度（清盛男）	平師盛（重盛男）	平範経（平氏家人）	平清房（清盛男）	平清房（清盛男）	平宗親（重盛男）	新任者	平時宗（時忠男）	平経俊（経盛男）	平教経（教盛男）	平維時（平氏家人）	藤原清綱（平氏家人）

該国の知行主の認定を意味することが多く、その場合、知行主は彼の一族のものを国守に申任することが通例となっていた。(中略)知行国主と受領の関係は親子の場合が多かったのである。こうしてみると、治承三年十一月に、平氏が院分受領国十三国の受領を一挙に獲得したことは、平氏がそれの知行権を全体として確保したことを意味するであろう」⁽¹⁷⁴⁾と指摘されている。院分受領国（知行国）についてはほとんどふれるところがなかったが、重盛の知行国越前は藤原季能が国守となり、今度の政変で平通盛にかわっている⁽¹⁷⁵⁾。いずれにしても、以上の院分知行国は平氏に移り、平氏の一族の者や家人が国守になっているのである。こうして院分知行国の推移をみただけでも、後白河法皇やそれに祇候していた者たちが如何に大きな打撃を受けたかが解るのである。

十一月廿三日、新関白基通卿に早朝召された基輔朝臣は午刻にもどって兼実に報告しているが、それによれば父基実の死後は一向に兼実に依存して罷り過ごしてきた。そうした時に不慮のことが出来たものの、年来一切籠居していたため政治などつまびらかでない。そこで新関白としては、兼実の助言にいよいよ期待しているという⁽¹⁷⁶⁾。こうして兼実はさっそく基通に「吉書」などの助言を行っているが、このような自らの行為（新関白の扶者）に対して「世間」の口の端にのぼることは察するにしても、このようなことを行うのは故基実の深き恩を思うが故で基通には過失がないのだから「隔心」⁽¹⁷⁷⁾なく関係をもって行きたいといっている。ここでも、「世間」を極度に気にしている兼実的一面をみることができる。さて、十二月に入って兼実はある人から新関白や天皇に対する頭中将通親の態度を聞いて思慮なき人と批判している⁽¹⁷⁸⁾。つまり、基通は参内して文書を内覧し、まもなく勅定があるはずと答えたところ、通親は嘲って「事により勅定を待つべし」⁽¹⁷⁹⁾といったという。つまり、こうした通親の態度を兼実が思慮なき人といったのは後白河の政治に対する口入停止のもとでの高倉天皇の実態が「世間」に流布されるなど外聞を恐れたからであろう。さて、乱後の十二月の初めに参内した兼実は秉燭の後に女房（若州）に謁して密談したのであるが、彼女は高倉天皇の心境について、天皇は

夏の頃より譲位の意志は切なるものがあるが、今度の大乱でいよいよ加速され、明春は確かだという⁽¹⁸⁰⁾。かってこの人の東宮傳だった兼実に天皇はひそかに伝えるようにということであったという。そうするとさきの通親の新関白などに対するあのような言動はあるいはこのような高倉天皇の心境を見抜いた上でのものだったのであろうか。天皇はまた女房若狭を通じて兼実に春の京官除目一巻を副え下して誤りがあれば直して進上するよう要請してきたという。兼実としては不審な点が1～2あったが直すことができなかつたといふ。兼実はこのような仕事は執政臣が書いて進上すべきものであり、また外記及び職事が承たまわって行うべきものといっている⁽¹⁸¹⁾。このあとしばらくして、かの頭中将通親より八日の官奏については左大臣経宗が所勞で不参のため兼実に参内するよう求めてきたといふ。兼実にとってみると、心ならずもクーデター後のはじめての参内であることに対し、自らの追従した態度として恥じているのである。⁽¹⁸²⁾

十二月中旬、高倉天皇は御方違のため清盛の八条亭に行幸しているが、そのおりに清盛は宋の百科全書「太平御覽」を献上している。百練抄はこれを「本朝流布之始」⁽¹⁸³⁾といっている。さて、平氏は治承三年十一月のクーデターによって後白河法皇を幽閉し、関白には平氏と姻戚関係の深い基通をつけ順調な歩みをとっているかにみえる。だが、高倉天皇はすでに譲位の意向を固めているし、反平氏の芽が完全につぶされたわけではなく、その前途は決して平坦な道ではないのである。

註(1) 玉葉 安元三年三月廿二日条。

(2) 玉葉 安元三年二月廿一日条。

(3) 百練抄 安元三年三月廿八日条。

(4) 玉葉 安元三年四月十三日条。

(5)(6)(7)(8) 玉葉 安元三年四月十四日条。

(9) 玉葉 安元三年四月十五日条。

(10) 玉葉 安元三年四月十六日条。

(11) 玉葉 安元三年四月十七日条。

(12) 玉葉 安元三年四月廿日条。

(13) 平家物語 卷第一 内裏炎上

(14)(15) 玉葉 安元三年四月廿八日条。

(16) 百練抄 安元三年四月廿八日条。

(17) 景山春樹 村山修一 「比叡山—その宗教と歴史」 九八頁

(18) もっとも、玉葉にみえる「藤原光景(字新次郎)について源平盛衰記では「同く光景字は新次郎、是れは前左衛門尉忠清が子成田兵衛尉爲成」とあるから両書では同一人として成田兵衛尉爲成を確認しうることになる。

(19) 玉葉 安元三年四月廿九日条。

(20)(21) 玉葉 安元三年五月一日条。

(22)(23) 玉葉 安元三年五月五日条。

(24)(25) 玉葉 安元三年五月十一日条。

- (26) 玉葉 安元三年五月二十日条。
- (27) 玉葉 安元三年五月二十一日条。
- (28)(29) 玉葉 安元三年五月二十三日条。
- (30)(31)(32) 玉葉 安元三年五月廿九日条。
- (33) 玉葉 安元三年六月一日条。
- (34)(35) 玉葉 安元三年六月二日条。
- (36)(37) 玉葉 安元三年六月三日条。
- (38)(39) 玉葉 安元三年六月四日条。

なお、山城守中原基兼については、後年の文治三年九月、流罪先きの奥州藤原氏のもとにあったため源頼朝が赦免すべきであるといっているなど秀衡を追求する材料として問題となっている。

- (40) 百鍊抄 安元三年六月三日条。
- (41)(42) 玉葉 安元三年六月十一日条。

明雲を召し返すべきとの宣旨は百鍊抄では五日に出されたとあり、玉葉の六日とは一日だが異なっている。

- (43) 百鍊抄 安元三年六月九日条。
- (44) 玉葉 安元三年六月六日条。
- (45) 玉葉 安元三年六月七日条。
- (46)(47) 玉葉 安元三年六月十一日条。
- (48) 百鍊抄 安元三年六月二日条には、二日。成親卿送備前国、七月九日とある。
薨彼國
- (49) 玉葉 安元三年六月十一日条。
- (50) 玉葉 安元三年六月十八日条。
- (51) 百鍊抄 安元三年六月十八日条。
- (52) 平家物語 卷第一 鹿谷
- (53) 玉葉 安元三年七月十七日条。
- (54) 玉葉 安元三年七月廿七日条。
- (55)(56) 玉葉 安元三年八月四日条。
- (57) 玉葉 安元三年八月十六日条。
- (58) 玉葉 安元三年八月四日条。
- (59) 玉葉 治承元年九月十四日条。
- (60) 玉葉 治承元年十月十日条。
- (61) 玉葉 治承元年十月十四日条。
- (62) 玉葉 治承元年十一月十一日条。
- (63) 玉葉 治承二年三月廿二日条。
- (64)(65) 玉葉 治承元年十一月廿五日条。
- (66) 玉葉 治承二年一月十七日条。

なお、兼実の息良通は從四位上に叙せられている。

- (67)(68)(69) 玉葉 治承二年一月廿日条。
- (70) 玉葉 治承二年二月五日条。
- (71) 玉葉 治承二年二月七日条。
- (72) 玉葉 治承二年三月十八日条。
- (73) 水戸部正男 「公家新制の研究」七一頁
- (74) 註(72)に同じ。
- (75)(76) 玉葉 治承二年四月廿三日条。
- (77) 玉葉 治承二年閏六月四日条。
- (78) 玉葉 治承二年閏六月五日条。

- (79) 玉葉 治承二年七月廿九日条。去月の十七日に「新制」十七ヶ条が下されたとある。
- (80) 水戸部正男 「公家新制の研究」八二～八三頁
- (81) 玉葉 治承二年十月五日条。
- (82) 玉葉 治承二年十月十八日条。
- (83) 玉葉 治承二年十一月二日条。
- (84) 玉葉 治承二年五月十七日条。
- (85)(86) 玉葉 治承二年九月廿四日条。
- (87) 玉葉 治承二年十月四日条。
- (88) 玉葉 治承二年十月六日条。
- (89)(90) 玉葉 治承二年十一月十二日条。
- (91)(92) 玉葉 治承二年十一月十六日条。
- (93)(94) 玉葉 治承二年十一月廿八日条。
- (95) 玉葉 治承二年十二月六日条。
- (96) 玉葉 治承二年十二月八日条。
- (97) 玉葉 治承二年十二月十五日条。
- (98) 平家物語 卷第三 賴豪
- (99)(100)(101) 玉葉 治承二年十二月十五日条。
- (102)(103)(104)(105)(106) 玉葉 治承二年十二月廿四日条。
- (107) 玉葉 治承三年一月五日条。
- (108) 玉葉 治承三年二月廿六日条。
- (109) 玉葉 治承三年三月十一日条。
- (110) 玉葉 治承三年七月廿日条。
- (111) 玉葉 治承三年二月七日条。
- (112) 玉葉 治承三年三月廿六日条。
- (113) 玉葉 治承三年三月廿九日条。
- (114) 玉葉 治承三年四月廿一日条。
- (115) 続左丞抄第二、太政官符山陰道諸国司雜事拾式箇条のうちの三条はこの規定であって、「右同宣、奉勅、禁驕節儉者明王之善政也、件等過差悉可停止者」とある。
- (116)(117)(118)(119) 玉葉 治承三年六月十八日条。
- (120) 玉葉 治承三年六月二十日条。
- (121)(122) 玉葉 治承三年十一月十五日条。
- (123)(124)(125)(126) 玉葉 治承三年七月廿五日条。
- (127) 玉葉 治承三年七月廿六日条。
- (128)(129) 玉葉 治承三年七月廿七日条。
- (130) 百鍊抄 治承三年六月日条。
- (131)(132)(133)(134) 玉葉 治承三年七月廿八日条。
- (135) 玉葉 治承三年九月十一日条。
- (136) 玉葉 治承三年十月七日条。
- (137) 玉葉 治承三年十月十九日条。
- (138) 玉葉 治承三年十一月三日条。
- (139) 玉葉 治承三年十月八日条。
- (140)(141) 玉葉 治承三年十月九日条。
- (142) 玉葉 治承三年十一月十四日条。
- (143)(144)(145)(146)(147) 玉葉 治承三年十一月十五日条。
- (148)(149)(150)(151)(152) 玉葉 治承三年十一月十六日条。

- (153) 玉葉 治承三年十一月十七日条。
なお、同日11人の除目、翌日17人、十九日には10人の除目が行われている。なお、百鍊抄は「太政大臣
師長已下至于檢非違使信盛卅九人解官」とある。
- (154) 百鍊抄 治承三年十一月十七日条。
- (155) 訳(153)と同じ。
- (156) 玉葉 治承三年十一月十八日条。
- (157) 訳(153)と同じ。
- (158) 訳(156)と同じ。
- (159)(160)(161)(162) 玉葉 治承三年十一月二十日条。
- (163) 百鍊抄 治承三年十一月十五日条。
- (164) 百鍊抄 治承三年十一月廿日条
- (165) 訳(163)と同じ。
- (166)(167) 百鍊抄 治承三年十一月廿一日条。
- (168)(169) 玉葉 治承三年十一月廿四日条。玉葉では前大舎人頭兼盛が手を切られ、また備後前司爲行、上
総前司爲保は海に突き入れられて殺したとある。
- (170) 玉葉 治承三年十一月十七日条。
- (171) 玉葉 治承三年十一月十八日条。
- (172) 玉葉 治承三年十一月十九日条。
- (173)(174) 石丸熙「院政知行国制についての一考察」北大文学部紀要二八号
- (175) 訳(171)と同じ。
- (176)(177) 玉葉 治承三年十一月廿三日条。
- (178)(179) 玉葉 治承三年十二月四日条。
- (180)(181)(182) 玉葉 治承三年十二月六日条。
- (183) 百鍊抄 治承三年十二月十六日条。

(きたづめ まさお 本学人文学部教授 日本史学専攻)